

様式第 1 6 (第 2 5 条関係)

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>深海底鉦業暫定措置法第 5 条第 1 項
</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】探査（採鉦）の事業許可申請書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
    【氏名又は名称】
    【住所】
【適用条文】深海底鉦業暫定措置法第 5 条第 1 項
【様式番号】0 1 6
【深海底鉦業を行う期間】
【探査又は採鉦を行う区域の位置】
【探査又は採鉦を行う区域の面積】
【添付情報】
    【添付資料】
        【事業計画書】
        【欠格条項に該当しないことの説明】
        【貸借対照表】
        【損益計算書】
        【役員の履歴書】
        【技術者の履歴書】
        【経理的基礎及び技術的能力を有することの説明】
        【鉦床説明書】
            【海底地質の状態】
            【海底地形の状態】
            【鉦床の状態】
                (位置)
                (面積)
                (分布密度)
                (品位)
                (その他)
            【鉦量及び金属量】
                (総鉦量及び金属量)
                (可採鉦量及び金属量)
            【鉦量及び金属量の算出根拠】
            【稼行の実績】
            【その他参考となる事項】
</PRE></BODY></HTML>
```

備考

- 1 1 行は 36 字詰めとすること。
- 2 「【氏名又は名称】」の欄には、法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録すること。
- 3 文字は、日本工業規格 X0208 で定められている図形文字並びに X0211 で定

められている制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いることとし、図は用いてはならない。

ただし、「【】」（日本工業規格 X0208 区点番号（以下「区点番号」という。）1-58）、「】」（区点番号 1-59）、「▲」（区点番号 2-5）及び「▼」（区点番号 2-7）は用いてはならない（欄名の前後に「【】」（区点番号 1-58）及び「】」（区点番号 1-59）を、又は置き換えた文字の前後に「▲」（区点番号 2-5）及び「▼」（区点番号 2-7）を用いるときを除くこと。）。

日本工業規格 X0208 で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格 X0208 で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（区点番号 2-5）、後ろに「▼」（区点番号 2-7）を付すこと。

- 4 「<」、「>」又は「<」及び「>」によつて囲まれた欄名は、日本工業規格 X0201 で定められている文字を用いること。
- 5 「【様式番号】」の欄には、日本工業規格 X0201 で定められている文字を用いること。
- 6 文字の符号化表現は、日本工業規格 X0208 附属書 1 で定められている方式を用いること。
- 7 「【深海底鉱業を行う期間】」の欄には、「 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日間」と記録すること。
- 8 「【探査又は採鉱を行う区域の位置】」の欄の位置は、緯度及び経度により表示される座標をもつて記録すること。
- 9 海底地質図、海底地形図、鉱床位置図及び鉱床図を添えて説明すること。この場合において、海底地質図は表層堆積物等厚線図、地質構造図及び海底面構成物質分布図に、海底地形図は平面図及び断面図に、鉱床図は等分布密度図、等品位図及び含有金属密度図に分けることとし、縮尺は 120 万分の 1 とすること。
- 10 「【鉱床の状態】」の「(分布密度)」の欄の数値の単位は、キログラム/平方メートルとすること。
- 11 「【鉱床の状態】」の「(品位)」の欄には、銅、マンガン、ニッケル及びコバルトについて、数値の単位をパーセントとして記録すること。
- 12 「【鉱床の状態】」の「(その他)」の欄には、深海底鉱物資源の形状及び粒径並びに鉱床の確認方法等について記録すること。
- 13 「【鉱量及び金属量】」の「(総鉱量及び金属量)」及び「(可採鉱量及び金属量)」の欄の数値の単位は、百万トンとすること。
- 14 様式第 15 により作成したフレキシブルディスク提出票には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。(その収入印紙には、消印をしないこと。)